

水素インフラに係る自主基準の制定・維持管理事業
防爆基準分科会 平成 24 年度第 1 回 議事録

- ◇ 日時 : 平成 24 年 4 月 17 日 (火) 15:00~16:00
- ◇ 場所 : 石油エネルギー技術センター第 2 会議室
- ◇ 委員・出席者 : (敬称略)
 - 委員 : 熊崎美枝子(主査)、田中隆二、大塚輝人、小淵 彰、岸 建次、富田信介、堀 史治
 - オブザーバー : METI : 大野伸寛
日本ガス協会 : 白崎義則
HySUT : 河村 哲
 - 事務局 : 遠藤 明、吉田 剛、佐藤克哉、相田敏春、吉久憲司[記]

1. 開会
2. 資料確認

議事次第に基づく検討会資料及び参考資料の落丁等を確認した。

3. 主査選出

防爆基準分科会の主査を熊崎先生にお願い、委員による拍手でもって承諾された。

4. 議事

(1) 防爆基準の検討体制【報告】

水素インフラ自主基準制定維持管理事業の検討体制について、資料 12-01-02「防爆基準の検討体制」に基づき報告した。主要な質疑応答は次のとおり。

(事務局) 2015 年以降の燃料電池自動車 (FCV) の普及開始の頃に「水素インフラ業界」というものが出来るものと想定している。その業界が立ち上がるまでの間、JPEC がその役割を担わせて頂くために、HySUT 様から助成を頂き、この事業を進めている状況です。今後は FCV 普及開始の 5 年後あたりを目処に事業や体制等について見直・検討しますので、その段階で委員委嘱などお願いすることもあるかと思えます。また、自主基準は今年に制定した後、年 1 回程度の見直しを行うかどうか判断した上で分科会を開催して審議・改正の手続きを行うことになる。

(委員) 私は本分科会の成果について審議する「水素インフラ規格基準委員会」の委員長をさせて頂く予定になってはいますが、関わった分科会に対するレフリーになることについて、本件の承認に関わらないことになっているので、本委員会の公平性も担保されているものと思えます。

(事務局) JPEC 委員会規程の下位に当たる「水素インフラ規格基準委員会規程」のほか、規格基準委員会及び分科会の規程原案を作成している。その「水素インフラ規格基準委員会規程」で下位の分科会メンバーが規格基準委員会の

メンバーになることを妨げないこと、また、その採決に参加しないという規程を設けようと考えている。

(2) 防爆基準(案)について【審議】

NEDO 事業「水素ステーションの設置・運用等に係る規制合理化のための研究開発」にて策定した資料 12-01-03「ディスペンサー周辺の防爆基準案」に基づき説明し、「ディスペンサー周辺における防爆基準(案)」は誤字等の修正を行い承認された。主要な質疑応答は以下のとおり。

(事務局) 本分科会に先立ち開催された「防爆ゾーン検討会」で当該基準(案)を審議の中で頂きました誤字等を修正することを約束して基準(案)の承認を頂いた。本分科会においては、NEDO 事業の水素ステーションの設置・運用等の規制合理化のための研究開発にて策定された防爆基準(案)に関する審議をお願いします。

(オブ) 防爆基準の本文において、直ぐに危険箇所の範囲 60cm が出てくるのはどうしても違和感がある。

(事務局) 考え方としては、保安法でも火気離隔距離 6m と記述されており、それをイメージで作成している。それはなぜかと言うと参考資料に付いている構成で作成した。

(オブ) この基準は、法令の場合と異なり特定の条件に合致している場合に使用できるものである。危険箇所の例図における範囲 60cm だけを見て、条件が外れているにも関わらず危険箇所の範囲を 60cm に設定したという事態を避けるべきと思う。危険箇所の範囲を算出するための設定条件やパラメーター等を本文中に記載することが望ましいと考える。

(事務局) 危険箇所を 60cm に算出するためのディスペンサー設定条件を本文の表 1 に併記する。

(委員) 第二類危険箇所を示す例図に凡例を併記願う。

(事務局) 例図の凡例を図中に記述する。

(オブ) 危険箇所の例図は、ディスペンサーの外部、内部及び周辺の順番になっているがディスペンサーの内部、外部及び周辺の順序が良いと考える。

(事務局) 危険箇所の例図をディスペンサーの内部、外部及び周辺の並びに修正する。

(委員) 数値は全角で入っているのが半角が望ましいと考える。また、JISC60079 の記述は、JIS と C と 60079 の間にはスペースを入れることを望む。

(事務局) コメント頂いた内容を反映させた訂正案を改めて送付するので修正箇所の確認をお願いします。

5. 全体質疑

特になし

6. その他

(1) 今後の予定

本防爆基準(案)については、本基準を修正した後に「水素インフラ規格基準委員会」を開催し、他の分科会で審議された「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準(案)」とともに審議頂くことを予定する。

以上